

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税課税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、軽自動車税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和1年12月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税課税事務
②事務の内容	<p>・地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び宇都宮市税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が所有者・納税義務者に対して公正・公平な課税事務を行う。</p> <p>・軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none">① 原動機付自転車や小型特殊自動車の申告受付事務② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録事務③ 軽自動車税の課税及び納税通知書等発送事務④ 軽自動車税減免事務⑤ 調定表、統計資料作成事務⑥ 軽自動車税に関する証明発行事務
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	市税システム(軽自動車税)
②システムの機能	<p>市税システム(軽自動車税)は、軽自動車税を賦課・更正する根本となるシステムであり、軽自動車税の特定個人情報全てを保有・管理する。</p> <p>1 当初課税準備</p> <p>(1) 新規車両登録機能 新規車両を登録する。</p> <p>(2) 車両変更登録機能 車両の変更内容を登録する。</p> <p>(3) 廃車登録機能 車両の廃車登録を行う。</p> <p>(4) 証明書作成機能 新規登録に伴う証明書(標識交付証明書, 廃車申告受付書)を出力する。</p> <p>2 当初課税</p> <p>(1) 当初課税機能 当初課税処理を行う。</p> <p>(2) 当初納税通知書発行機能 賦課処理結果をもとにした当初納税通知書を出力する。</p> <p>(3) 調定表(当初)作成機能 賦課処理結果をもとにした調定表を出力する。</p> <p>3 更正</p> <p>(1) 更正申告受付登録機能 課税更正に関する申請を受け、変更情報を登録する。</p> <p>(2) 減免申告受付登録機能 減免の申請を受け、変更情報を登録する。</p> <p>(3) 税額変更機能 課税更正, 減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。</p> <p>(4) 証明書交付機能 税額変更が発生したのに対する証明書(税額変更通知書)を作成する。</p> <p>(5) 調定表(更正)作成機能 更正結果を基にした調定表を出力する。</p> <p>4 発行・通知</p> <p>(1) 各種証明書発行機能 各種証明書(継続検査用軽自動車税納付証明書など)を作成, 交付する。</p> <p>(2) 再交付機能 再交付申請を受け、証明書を作成, 交付する。</p> <p>(3) 各種通知書発行機能 各種通知書(転出, 死亡など)を作成, 通知する。</p> <p>5 照会</p> <p>(1) 車両情報照会機能 台帳より, 車両番号, 車種, 所有者等を照会する。</p> <p>6 統計</p> <p>(1) 統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計(集計)情報資料を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (市税システム(収納管理システム))</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	市税システム(税宛名管理システム)
②システムの機能	<p>1 宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報を照会する。</p> <p>2 住基連携機能 住民基本台帳システムの異動情報から課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。</p> <p>3 住登外者連携機能 共通基盤システムから課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。</p> <p>4 同一人チェック・名寄せ機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力し、宛名番号の名寄せを行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (市税システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム)</p>

システム5	
①システムの名称	市税システム(収納管理システム)
②システムの機能	<p>1 賦課情報取込 (1) 賦課情報登録機能 軽自動車税業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報を受け取る。</p> <p>2 収納 (1) 消込機能 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 (2) 還付、充当機能 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を送付する。充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 (3) 督促、催告機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。</p> <p>3 口座振替管理機能 (1) 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。</p> <p>4 滞納繰越 (1) 滞納繰越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。</p> <p>5 発行 (1) 各種証明書発行機能 納税(付)証明書、完納証明書等を作成、交付する。 (2) 納付書再発行機能</p> <p>6 照会 (1) 収納情報照会機能 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。</p> <p>7 会計資料作成 (1) 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市税システム(軽自動車税)、滞納整理支援システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1 地方公共団体システム機構への情報照会 機構に対して、個人番号又は4情報(氏名・生年月日・住所・性別)の組合せをキーとした本人確認情報の照会を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一の16の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	理財部 税制課
②所属長の役職名	税制課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・軽二輪及び二輪の小型自動車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有していた者も含む)
その必要性	軽自動車税の適正かつ公平な賦課、徴収を行う上で、地方税法442条の2および447条に基づき、必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①個人番号: 申告情報の個人番号を正確に特定するために保有(参照)する。 ②その他識別情報(内部番号): 納税義務者を一意に識別するために独自の識別番号(以降、宛番号と表記)を保有する。 ③地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するための区分および、課税のもととなる所得・控除情報・課税情報を保有する。 ④障害者福祉関係情報: 減免に係る判定を行うために保有(参照)する。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報: 証明書の無料判定を行うために保有(参照)する。 ⑥災害関係情報: 減免に係る判定を行うために保有(参照)する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	理財部 税制課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課・障がい福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (栃木県軽自動車検査協会・栃木運輸支局・一般社団法人全国軽自動車協会連合会) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (電子ファイル)	
③使用目的 ※	本市内に定置場を有する軽自動車等の適正な管理を行うため。課税の根拠となる車両情報をもとに納税義務者の特定を行い課税額の算出を行うため。	
④使用の主体	使用部署	理財部 税制課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 車両情報等の管理 (1)市内に定置場が所在する原動機付自転車や小型特殊自動車の登録管理 (2)市内に定置場が所在する軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録管理 (3)車両台帳から車両番号, 車種, 所有者等の参照 2. 軽自動車税の課税事務 (1)当初課税処理を行い, 納税義務者へ宛名情報をもとに納税通知書の発送 (2)賦課更正処理を行い, 納税義務者へ宛名情報をもとに納税通知書の発送 (3)返戻された納税通知書の調査, 納税通知書の再発送 3. 軽自動車税減免, 課税免除事務 (1)車両情報と障害者手帳等をもとに減免情報の管理 (2)車両情報等をもとに課税免除情報の管理	
	情報の突合	・個人を正確に特定するために個人番号を利用するが, 個人番号を利用して特定個人情報ファイルとの突合は行わない。(その他識別情報(内部番号)を利用して突合する) ・公平かつ適正な軽自動車税の賦課決定を行うため, 軽自動車税情報と他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務	
①委託内容	毎年の税制改正に対応し、システム改修を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 宇都宮支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託承認申請にもとづき、再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断した上で、再委託を承諾している。
	⑥再委託事項	システム改修に係る要件定義、設計、プログラム製造、テスト作業
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	理財部 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律にもとづく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	軽自動車税の賦課関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税が課税された本人及び同世帯の家族
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (端末による閲覧) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	年1回(4月:当初課税分), 月2回(更正分), 随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 保管場所について</p> <p>(1)保管場所の態様 情報システムを構成するサーバ等は、火災・水害・振動・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定するなどの必要な措置を講じている。</p> <p>(2)保管場所への入退室、アクセス制限</p> <p>①保管場所から外部に通じるドアを必要最小限とし、制御機能、鍵等により、許可されていない者の立ち入りを防止している。</p> <p>②保管場所に入退室できる者は、情報システム管理者から許可された者のみとし、入退室管理簿等による入退室管理を行っている。</p> <p>③入退室を許可された者は、入退室の際、身分証明書を携帯し、求めに応じて提示できるようにしている。</p> <p>(3)紙媒体、電子媒体の運用における措置</p> <p>①紙媒体や電子媒体による申告書情報は、利用時以外は施錠できる保管庫で保管している。</p> <p>2 消去方法について</p> <p>①不要となった情報資産を廃棄しようとするときは、無意味なデータを上書き又は記録媒体の物理破壊により完全に消去し、当該記録媒体上の情報が復元できない状態にした上で廃棄している。</p> <p>②廃棄を行う場合、廃棄する情報資産の内容、廃棄日時、担当者名及び廃棄方法を記録した上でを行っている。</p> <p>③市税システム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。</p> <p>④紙媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、本市の文書管理規定に基づき廃棄する。</p> <p>⑤電子記録媒体で提出された申告等情報や特定個人情報のデータは、復元できないよう媒体を物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。</p>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税情報ファイル

1. 軽自動車管理番号
2. 軽自動車情報
3. 標識番号
4. 車種コード
5. 型式
6. 車台番号
7. 排気量
8. 定置場住所
9. 登録年月日
10. 消滅(廃車)年月日
11. 認定番号
12. 所有者宛名番号
13. 所有者番号の個人番号(※)
14. 所有者番号の法人番号(※)
15. 使用者宛名番号
16. 使用者番号の個人番号(※)
17. 使用者番号の法人番号(※)
18. 納税義務者宛名番号
19. 納税義務者の個人番号(※)
20. 納税義務者の法人番号(※)
21. 減免情報
22. 課税情報
23. 賦課年度
24. 課税年度
25. 課税区分
26. 課税額
27. 更新職員ID
28. 更新年月日

※個人番号・法人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>① 軽自動車税の申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目としており、目的外の情報等の入手は行われないようにしている。</p> <p>② 庁内又は他市町村から情報を入手する際、番号法に規定された事務を行う者以外は情報照会できない。</p> <p>③ 紙媒体や電子記録媒体により提出又は回送される申告等情報は、税制課を郵送先としている。また、申告書を配布する際には、予め提出先を印刷した返信用封筒を同封している。</p> <p>④ 本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。なお、申告者が代理人であっても、当該申告書等に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>① 団体内統合宛名システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセスができないよう、アクセス制限を行っている。</p> <p>② 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム（軽自動車税）からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。</p> <p>③ 市税システム（軽自動車税）から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき以下の対策を行っている。</p> <p>1 ユーザの認証方法</p> <p>① 業務端末から市税システム（軽自動車税）を利用する際、ユーザID（職員番号）と生体認証（指静脈）による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。</p> <p>② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>2 なりすましが行われないための対策</p> <p>生体認証（指静脈）により、システムへログインすることでなりすましによる利用を完全に排除している。</p>

<p>その他の措置の内容</p>	<p>1 アクセス権限の発効・失効の管理 (1) 発効管理 所屬長の許可を得た上で情報政策課に依頼を行い、情報政策課にてその必要性を十分確認した上で必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 (2) 失効管理 ① 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、ユーザ登録を抹消するようにしている。 ② 利用者抹消(異動、退職等)に伴うユーザIDの取扱いについて、人事課から随時情報提供を受けて、確実な失効を行っている。 ③ 大量異動が行われる年度初めに、全てのユーザIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。</p> <p>2 アクセス権限の管理 宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 ① 業務内容と従事者に対応したアクセス権限のパターンを作成し、担当業務以外の情報に無用にアクセスできないようにシステム上制限している。 ② 権限の付与は、所屬長が管理権限を有する職員を必要最低限の人数で指定している。 ③ ユーザIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ① 一定時間操作がない場合、端末にロックがかかり、再度認証を行わなければ画面表示、操作を不可とすることで、長時間にわたる本人確認情報を表示させない。 ② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている。 ③ 大量のデータ出力は、情報システム室での操作に限定している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、宇都宮市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>① 契約終了または解除された後においても秘密保持すること。 ② 従事者に対して宇都宮市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと。 ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。 ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止 ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止 ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。 ⑦ 事故発生時の速やかな報告 ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、本市の承諾を得ない再委託を禁止している。また、承諾を得た場合でも通常の委託業務と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転については、宇都宮市個人情報保護条例の内容及び、ルールを定めている。	
その他の措置の内容	<p>① 入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ② 共通基盤システム(庁内連携システム)において、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に電子記録媒体の接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ③ 特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。 ④ 業務端末での、電子記録媒体等への書き込みを禁止している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>① 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、セキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 本市における措置

本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。
- 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置

(1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみ行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。 1 サーバ設置場所 サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードと生体認証にて立入を制限の上、入退室管理システムにより24時間入退室を監視している。 2 端末設置場所 (1) 職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又はシステム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 (2) 業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できる場所へ保管し又は事務所を施錠することで、盗難を防止している。 3 記録媒体・紙媒体の保管場所 (1) 情報を記録した記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又はシステム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。 (2) 遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、情報政策課が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。 4 ウイルス対策 (1) 職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、本市が管理している記録媒体のみを利用している。 (2) サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 (3) 不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 5 不正アクセス対策 (1) 市税システム(軽自動車税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。 (2) システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な方法

- ① 職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する知識習得や意識レベルの向上を目的とした研修を行う。
- ② 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。
- ③ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育・研修の実施、個人情報の安全管理についての責任体制の整備、その他秘密保持に関する事項を記載し、遵守させる。

10. その他のリスク対策

—

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 税制課 電話番号:028-632-2205
②請求方法	・開示請求については、宇都宮市個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・訂正・利用停止請求については、宇都宮市個人情報保護条例第23条第1項の規定に基づき、個人情報訂正等請求書に必要事項を記入し、提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 税制課 電話番号:028-632-2205
②対応方法	・問い合わせへの回答について、関係法令等に照らし、適切に回答する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係部署に速やかに連絡し、協議の上対応するとともに、再発防止策を検討する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 星野 英昭	税制課長 加藤 哲朗	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	削除	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	III 5. 特定個人情報の提供・移転	特定個人情報の提供・移転に係るルール(規程類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	特定個人情報の提供・移転については、宇都宮市個人情報保護条例の内容に基づき、ルールを定めている。	事後	重要な変更項目でないため
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税オンラインシステム(軽自動車税)	市税システム(軽自動車税)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

<p>令和1年11月19日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>税オンラインシステム(軽自動車税)は、軽自動車税を賦課・更正する根本となるシステムであり、軽自動車税の特定個人情報を全て保有・管理する。</p> <p>1 車両情報等の管理機能 (1) 車両所有者等の所在, 連絡先等の宛名情報を管理する。 (2) 車両情報を管理する。 (3) 証明書を発行する。</p> <p>2 軽自動車税の課税事務機能 (1) 当初課税を行う。 (2) 更正及び随時課税を行う。 (3) 減免手続きを行う。 (4) 変更手続き案内通知を送付する。</p>	<p>市税システム(軽自動車税)は、軽自動車税を賦課・更正する根本となるシステムであり、軽自動車税の特定個人情報を全て保有・管理する。</p> <p>1 当初課税準備 (1) 新規車両登録機能 新規車両を登録する。 (2) 車両変更登録機能 車両の変更内容を登録する。 (3) 廃車登録機能 車両の廃車登録を行う。 (4) 証明書作成機能 新規登録に伴う証明書(標識交付証明書, 廃車申告受付書)を出力する。</p> <p>2 当初課税 (1) 当初課税機能 当初課税処理を行う。 (2) 当初納税通知書発行機能 賦課処理結果をもとにした当初納税通知書を出力する。 (3) 調定表(当初)作成機能 賦課処理結果をもとにした調定表を出力する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出</p>
-------------------	---	---	--	-----------	--------------------------

令和1年11月19日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	記載なし	<p>3 更正 (1) 更正申告受付登録機能 課税更正に関する申請を受け、変更情報を登録する。 (2) 減免申告受付登録機能 減免の申請を受け、変更情報を登録する。 (3) 税額変更機能 課税更正、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 (4) 証明書交付機能 税額変更が発生したものに対する証明書(税額変更通知書)を作成する。 (5) 調定表(更正)作成機能 更正結果を基にした調定表を出力する。</p> <p>4 発行・通知 (1) 各種証明書発行機能 各種証明書(継続検査用軽自動車税納付証明書など)を作成、交付する。 (2) 再交付機能 再交付申請を受け、証明書を作成、交付する。 (3) 各種通知書発行機能 各種通知書(転出、死亡など)を作成、通知する。</p> <p>5 照会 (1) 車両情報照会機能 台帳より、車両番号、車種、所有者等を照会する。</p> <p>6 統計 (1) 統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計(集計)情報資料を作成する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続</p>	[]その他()	[<input type="radio"/>]その他 (市税システム(収納管理システム))	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	税共通宛名システム	市税システム(税宛名管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1 宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報を照会する。 2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する。 3 住基連携機能 住民基本台帳オンラインシステムの異動情報から課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、税オンラインシステムの宛名情報を更新する。 4 同一人チェック・関連付け機能 氏名などの情報をもとに、宛名コードは異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力し、宛名コードの関連付けを行う。	1 宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報を照会する。 2 住基連携機能 住民基本台帳システムの異動情報から課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別、異動事由等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。 3 住登外者連携機能 共通基盤システムから課税対象者等の住所、氏名、生年月日、性別等を取得し、市税システムの宛名情報を更新する。 4 同一人チェック・名寄せ機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力し、宛名番号の名寄せを行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (中間サーバ)	[○]その他 (中間サーバ、国民健康保険システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	5 既存システム連携機能(番号情報) 既存システムからの要求に応じて又は番号管理情報の変更の際に、宛名番号(業務)に紐付く個人番号又は団体内統合宛名番号を返却する。	5 既存システム連携機能(番号情報) 既存システムからの要求に応じて、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を返却する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年11月19日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称</p>	記載なし	市税システム(収納管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能</p>	記載なし	<p>1 賦課情報取込 (1) 賦課情報登録機能 軽自動車税業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報を受け取る。</p> <p>2 収納 (1) 消込機能 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 (2) 還付、充当機能 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を通ずる。充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 (3) 督促、催告機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。</p> <p>3 口座振替管理機能 (1) 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。</p>	事前	

令和1年11月19日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	記載なし	4 滞納繰越 (1) 滞納繰越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 5 発行 (1) 各種証明書発行機能 納税(付)証明書, 完納証明書等を作成, 交付する。 (2) 納付書再発行機能 6 照会 (1) 収納情報照会機能 該当の者に対する, 課税・収納情報等を照会する。 7 会計資料作成 (1) 収入日計表, 収納月計表等の各種会計資料を作成する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	記載なし	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] その他 (市税システム(軽自動車税), 滞納整理支援システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] その他 (市税システム(軽自動車税), 滞納整理支援システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	1 地方公共団体システム機構への情報照会 機構に対して, 個人番号又は4情報(氏名・生年月日・住所・性別)の組合せをキーとした本人確認情報の照会を行い, 該当する個人の本人確認情報を受領する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	記載なし	[○]既存住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税課税ファイル	軽自動車税情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	重要な変更
令和1年11月19日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税制課長 加藤 哲朗	税制課長	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※	市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有する者も含む)	賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・軽二輪及び二輪の小型自動車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有していた者も含む)	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	税の公平・公正な賦課、徴収を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。	軽自動車税の適正かつ公平な賦課、徴収を行う上で、地方税法442条の2および447条に基づき、必要な範囲の特定個人情報を保有している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	[100項目以上]	[10項目以上50項目未満]	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>]4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所) [<input type="checkbox"/>]連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>]災害関係情報	・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>]4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所) [<input type="checkbox"/>]連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>]災害関係情報	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	① 個人番号及びその他識別情報並びに4情報: 納税義務者を正確に特定するため。 ② 連絡先: 本人への連絡などに使用するため。 ③ その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ④ 地方税関係情報: 軽自動車税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑤ 障害者福祉関係情報: 減免該当者を正確に把握するため。 ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報: 証明書の無料判定に使用するため。	①個人番号: 申告情報の個人番号を正確に特定するために保有(参照)する。 ②その他識別情報(内部番号): 納税義務者を一意に識別するために独自の識別番号(以降, 宛名番号と表記)を保有する。 ③地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するための区分および, 課税のもととなる所得・控除情報・課税情報を保有する。 ④障害者福祉関係情報: 減免に係る判定を行うために保有(参照)する。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報: 証明書の無料判定を行うために保有(参照)する。 ⑥災害関係情報: 減免に係る判定を行うために保有(参照)する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[<input type="checkbox"/>]評価実施期間内の他部署(保健福祉部 障がい福祉課) [<input type="checkbox"/>]行政機関・独立行政法人等(栃木県軽自動車検査協会・栃木運輸支局)	[<input type="checkbox"/>]評価実施期間内の他部署(市民課・障がい福祉課) [<input type="checkbox"/>]行政機関・独立行政法人等(栃木県軽自動車検査協会・栃木運輸支局・一般社団法人全国軽自動車協会連合会)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワーク [<input type="checkbox"/>]その他 ()	[<input type="checkbox"/>]専用線 [<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワーク [<input type="checkbox"/>]その他 (電子ファイル)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的 ※	地方税法, その他の地方税に関する法律及び条例に基づく, 公平・公正かつ効率的な軽自動車税の賦課事務のため。	本市内に定置場を有する軽自動車等の適正な管理を行うため。課税の根拠となる車両情報をもとに納税義務者の特定を行い課税額の算出を行うため。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1 車両情報等の管理 (1) 原動機付自転車や小型特殊自動車の登録管理 (2) 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録管理	1 車両情報等の管理 (1) 市内に定置場が所在する原動機付自転車や小型特殊自動車の登録管理 (2) 市内に定置場が所在する軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	公平かつ適正な軽自動車税の賦課決定を行うため, 税オンラインシステム等の情報と他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。	・個人を正確に特定するために個人番号を利用するが, 個人番号を利用して特定個人情報ファイルとの突合は行わない。(その他識別情報(内部番号)を利用して突合する) ・公平かつ適正な軽自動車税の賦課決定を行うため, 軽自動車税情報と他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	(2)件	(1)件	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税オンラインシステム(軽自動車税)修正業務	宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	基幹系システム開発業者	日本電気株式会社 宇都宮支店	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	軽自動車税課税台帳データ入力業務委託	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	税オンラインシステム(軽自動車税)への課税台帳内容を登録および廃車などの入力事務	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社関東電算センター, 株式会社ケーシーエスデータワークス栃木支店, 株式会社データサービス	削除	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ④再委託の有無 ※	[再委託しない]	削除	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	1 保管場所について (3) 紙媒体, 電子媒体の運用における措置 ① 紙媒体や電子媒体による申告書情報は, 利用時以外は施錠できる保管庫で保管している。 ② データ入力の委託時に, 媒体の取り扱いおよび保管に関して厳重に対応するよう契約している。	1 保管場所について (3) 紙媒体, 電子媒体の運用における措置 ① 紙媒体や電子媒体による申告書情報は, 利用時以外は施錠できる保管庫で保管している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

<p>令和1年11月19日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>1 物件基本レコード, 2 物件基本履歴レコード, 3 物件所有者レコード, 4 物件所有者履歴レコード, 5 賦課基本レコード, 6 賦課履歴レコード, 7 個人宛名レコード, 8 個人送付先レコード, 9 連絡先レコード, 10 特定宛先人レコード, 11 関連宛名レコード, 12 世帯関連レコード, 13 口座宛名レコード, 14 口座レコード, 15 口座履歴レコード, 16 収納宛名レコード, 17 収納レコード, 18 個人番号宛名レコード, 19 個人番号ログレコード</p>	<p>軽自動車税情報ファイル 1. 軽自動車管理番号, 2. 軽自動車情報, 3. 標識番号, 4. 車種コード, 5. 型式, 6. 車体番号, 7. 排気量, 8. 定置場住所, 9. 登録年月日, 10. 消滅(廃車)年月日, 11. 認定番号, 12. 所有者宛名番号, 13. 所有者番号の個人番号(※), 14. 所有者番号の法人番号(※), 15. 使用者宛名番号, 16. 使用者番号の個人番号(※), 17. 使用者番号の法人番号(※), 18. 納税義務者宛名番号, 19. 納税義務者の個人番号(※), 20. 納税義務者の法人番号(※), 21. 減免情報, 22. 課税情報, 23. 賦課年度, 24. 課税年度, 25. 課税区分, 26. 課税額, 27. 更新職員ID, 28. 更新年月日</p> <p>※個人番号・法人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出</p>
<p>令和1年11月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け, 事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>② 各システムにおいて権限の管理を行っており、税オンラインシステム(軽自動車税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ③ 税オンラインシステム(軽自動車税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。</p>	<p>② 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(軽自動車税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ③ 市税システム(軽自動車税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>

<p>令和1年11月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員, アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>1 ユーザの認証方法 業務端末から税オンラインシステム(軽自動車税)を利用する際, 磁気カード(ユーザIDを記録したカード)とパスワードによる認証を行い, 利用を許可された者以外の使用を制限している。</p> <p>2 なりすましが行われなかったための対策 (1) 職員等は, 自己が利用しているIDを他人に利用させないこととしている。 (2) 職員等の中でパスワードを共有しないこととしている。 (3) 職員等は, パスワードの照会等には一切応じない, パスワードのメモを机上等に置かない等の対策により, 他者に知られないように管理している。 (4) パスワードは十分な長さとし, 文字列は想像しにくいものとしている。 (5) 職員等は, パスワードが流出したおそれがある場合には, 情報政策課へ速やかに報告し, パスワードを速やかに変更している。 (6) 共通基盤システム(庁内連携システム)のログイン認証において, パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており, 自己により随時変更可能である。 (7) 共通基盤システム(庁内連携システム)のログイン認証において, パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 (8) 共通基盤システム(庁内連携システム)のログイン認証において, パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。</p>	<p>1 ユーザの認証方法 ①業務端末から市税システム(軽自動車税)を利用する際, ユーザID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い, 認証後は利用機能の認可機能により, システム上で利用可能な機能を制限することで, 利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。 ②システムの利用できる端末をシステムで管理することにより, 不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>2 なりすましが行われなかったための対策 生体認証(指静脈)により, システムへログインすることでなりすましによる利用を完全に排除している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>令和1年11月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>その他, 特定個人情報の使用にあたり, 以下の措置を講じる。 ① スクリーンセーバー等を利用して, 長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ② 端末のディスプレイを, 来庁者から見えない位置に置いている。 ③ 大量のデータ出力は, 情報システム室での操作に限定している。</p>	<p>その他, 特定個人情報の使用にあたり, 以下の措置を講じる。 ① 一定時間操作がない場合, 端末にロックがかかり, 再度認証を行わなければ画面表示, 操作を不可とすることで, 長時間にわたる本人確認情報を表示させない。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>

令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>① 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、セキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	重要な変更

<p>令和1年11月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>記載なし</p>	<p>1 本市における措置 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>令和1年11月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>記載なし</p>	<p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみ行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>

<p>令和1年11月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>5 不正アクセス対策 (1) 税オンラインシステム(軽自動車税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。</p>	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>5 不正アクセス対策 (1) 市税システム(軽自動車税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
-------------------	---	---	---	-----------	--------------